

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案に関する意見募集の実施結果について

平成31年4月
環 境 省

1 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(2) 意見募集期間

平成31年2月1日（金）～3月2日（土）

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

2 意見募集の実施結果

(1) 提出された意見数

提出者 4

意見数 6

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方

別紙のとおり。なお、提出された3件の意見については、本意見募集とは関係のない御意見でした。

別紙:環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
 についての主な御意見に対する考え方について

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
1	第8条	1年以上ではなく2年以上とすべきである。医療での場合のようにその短縮の危険性が高いということはないと思われるが、プログラムを主催する指導者にとって、年度引き継ぎ等の経験や同じ季節の2度の経験があるべきだから。	事業に1年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者により行われることで、体験の機会の場合としての一定の質は確保されるものと考えています。現行の基準は、事業者が体験の機会の場合の認定を受けようとする上で、過度な負担や妨げになっていると考えられることから、体験の機会の場合の認定促進を図る必要性を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。
2	第9条	1年分ではなく2年分とすべきである。1年を越えた、年度引き継ぎ等の経験、同じ季節の2度の経験があるべきだから。(上記意見1の記述も参考にされたい。)	申請書には各種書類を添付することとなり、直前1年分の事業実績としても、事業の安定性や継続性等について審査することに特段の支障は生じないものと考えており、体験の機会の場合の認定促進を図る必要性を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。
3	第12条	賛成である。その他欄のようなものを設けるべきであるとは考えるが、報告を求めるべき事項を具体的に規定するのは適切な事である。	体験の機会の場合の認定事業者に求めるべき報告として必要な事項を統一的に定めるものであるが、これ以外の報告を求めることは事業者の負担につながるおそれもあることから、原案のとおりとさせていただきます。